

宮崎市屋外広告業者に係る是正指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市屋外広告物条例（平成9年条例第71号。以下「条例」という。）の規定に基づきこれに違反する屋外広告業を営む者に対する是正指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）、条例及び宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第65号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反行為 条例第41条から第45条までの規定により罰則又は過料が定められている行為をいう。
- (2) 違反点数 前号に掲げる違反行為をした者に対し付す点数をいう。
- (3) 是正計画書 宮崎市屋外広告物等に係る是正指導要綱様式第9号による是正計画書をいう。
- (4) 登録業者 条例第27条第1項又は第3項の登録を受けた者（不正登録を除く。）又は条例第30条の4第3項の届出をした者をいう。
- (5) 無登録業者 条例第27条第1項又は第3項の登録又は条例第30条の4第3項の届出をせずに屋外広告業を営む者をいう。
- (6) 不正登録業者 不正の手段により登録を受けた者をいう。
- (7) 屋外広告物等 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (8) 違反広告物等 条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (9) 登録の取消し 条例第30条の2の規定により、登録業者又は不正登録業者に対しその登録を取り消すことをいう。
- (10) 営業の停止の命令 条例第30条の2又は条例第30条の4第5項の規定により、登録業者に対してその営業の全部若しくは一部の停止を命じることをいう。
- (11) 処分 前2号に掲げる行政処分をいう。

(違反点数)

第3条 この要綱における違反点数は、別表1のとおりとする。

- 2 違反点数は、屋外広告業者毎に別表1の違反行為が確認される度に累積する。
- 3 違反点数は、当該違反事実の解消が確認できた際に累積違反点数から減点する。
- 4 違反点数は、処分を受けた際に消滅する。
- 5 屋外広告業者は、違反事実を解消した際には速やかに市に報告し、市は報告のあった

違反事実が解消されたことを確認するものとする。

(無登録業者に対する行政指導)

第4条 無登録業者に対する行政指導については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、口頭及び通知文(様式第1号)の送付により、登録を受けるよう指導を行う。
- (2) 前号の口頭及び通知文の送付により登録を受けるよう指導を行った日から1ヶ月を経過しても登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は、勧告書(様式第2号)を送付する。
- (3) 前号の勧告書を送付した日から1ヶ月を経過しても登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は、原則として告発する。

(登録業者に対する屋外広告物等の違反行為に係る行政指導)

第5条 登録業者に対する屋外広告物等の違反行為に係る行政指導については、宮崎市屋外広告物等に係る是正指導要綱と連動し、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録業者が違反行為を行った場合は、是正指導文書(様式第3号)及び是正計画書(様式第4号)を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から3ヶ月を経過した日とし、是正期限を是正指導文書の発送の日から3ヶ月を超えない範囲内で定める。
- (2) 前号の提出期限までには是正計画書の提出等がないときは、是正督促文書(様式第5号)を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から2ヶ月を経過した日とする。
- (3) 前号の提出期限までには是正計画書の提出等がないときは、是正催告文書(様式第6号)を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から2ヶ月を経過した日とする。
- (4) 前号の提出期限までには是正計画書の提出等がないときは、勧告書(様式第7号)を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から1ヶ月を経過した日とする。
- (5) 前号の提出期限までには是正計画書の提出等がないときは、広告主に対して意見書・弁明書による意見を述べる機会を与えたことを通知する(様式第8号)。
- (6) 広告主から意見書・弁明書の提出期限までに提出がない、又は意見書・弁明書に記載された内容に正当性がないなどの理由により広告主の氏名を含めた違反事実について公表することとした場合には、その旨を通知する(様式第9号)。
- (7) 広告主の氏名等公表実施後、1ヶ月を経過しても是正計画書の提出等がないときは、原則として条例第19条第1項に基づく措置命令を行う。

(登録業者に対する屋外広告業の違反行為に係る行政指導)

第6条 登録業者に対する屋外広告業の違反行為に係る行政指導については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録業者が違反行為を行った場合は、口頭又は文書により指導する。
- (2) 前号の口頭指導等の後、1ヶ月を経過しても違反行為を是正しない場合は、督促文書を送付する。
- (3) 前号の督促文書を送付した日から1ヶ月を経過しても違反行為を是正しない場合は、催告文書を送付する。
- (4) 前号の催告文書を送付した日から1ヶ月を経過しても違反行為を是正しない場合は、勧告文書を送付する。

(処分)

第7条 違反行為を行った者に対する処分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 登録業者に対する処分

ア 登録業者が違反行為を行った場合は、原則として別表第2に定める基準に従い処分する。

イ 処分は、宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号）に基づき聴聞を行った上で決定し、行う。なお、営業の一部停止に係る営業の範囲については、別表第3に定めるものとする。

(2) 不正登録業者に対する処分

ア 不正登録業者は、原則として登録の取消しを行う。ただし、不正登録業者が特例業者である場合は宮崎県に処分の要請をすることとする。

イ 登録の取消しは、宮崎市行政手続条例に基づき聴聞を行った上で決定し、行う。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

○違反行為に基づく違反点数

違反行為		違反 点数	根拠条文 (屋外広告物条例)
屋外 広告物等	違反広告物等に対する措置命令に違反する行為	5	第41条の2
	禁止物件に屋外広告物等の表示等をする行為	3	第42条第1号
	禁止地域に違反広告物等の表示等をする行為	3	第42条第1号
	規制地域に違反広告物等の表示等をする行為	3	第42条第1号
	許可を受けずに屋外広告物等を変更し、または改造する行為	3	第42条第2号
	除却すべき屋外広告物等を除却しない行為	3	第42条第3号
屋外 広告業	登録を受けないで屋外広告業を営む行為	—	第41条第1号
	不正の手段により登録を受ける行為	—	第41条第2号
	営業停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10	第41条第3号
	業登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為	3	第42条第4号
	業務主任者を選任しない行為	3	第42条第5号
	屋外広告物等に関し、報告、検査を拒む等の行為	2	第43条第1号
	屋外広告業に関し、報告、検査を拒む等の行為	2	第43条第2号
	屋外広告業の廃業等の届出を怠る行為	1	第45条第1号
	営業所に標識を掲げない行為	1	第45条第2号
	営業所に帳簿を備え付けない等の行為	1	第45条第3号
	宮崎県登録業者が宮崎市内で営業する場合に特例業届出を怠る行為	—	第30条の4第5項
	宮崎県登録業者が宮崎市内で営業する場合に特例届出事項変更の届出を怠る行為	1	第30条の4第5項

別表第2

○処分基準

処分の種類	処分の基準	処分の内容
営業の一部停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間に処分歴なし ・ 過去5年間の累積違反点数が10点以上 	2月の営業の停止
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間に処分歴あり ・ 前回の処分以降に累積違反点数が10点以上 	4月の営業の停止
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間に処分歴あり ・ 過去5年間の累積違反点数が30点以上 	6月の営業の停止
登録の取消し※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間の処分歴が2度以上 ・ 過去5年間の累積違反点数が30点以上 	登録の取消し
	不正に登録をしている登録業者	登録の取消し

※登録の取消しは、条例第27条第1項又は第3項の登録を受けた登録業者が対象

別表第3

○営業の一部停止に係る営業の範囲

営業の一部停止に係る営業の範囲	宮崎市内における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の停止。 ただし、停止命令の到達以前に締結した請負契約に係る工事については、引き続き施工できる。
-----------------	--